

尾張旭市監査公表第 27 号

令和 6 年 12 月 25 日付け尾張旭市監査公表第 30 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 4 月 10 日付け 7 都第 19 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 30 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

都市整備部都市計画課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
市営旭ヶ丘住宅において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線や防犯灯の存在を確認した。 この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第 238 条第 4 項）ものとされているところ、同課は、電話線や防犯灯の設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにしたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。	行政財産目的外使用の許可を得ていない電話線については、令和 6 年 12 月 27 日付けで行政財産使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産の目的外使用を許可した。防犯灯については、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和 7 年 1 月 31 日付け 6 市活号外市民活動課長発出）に記載の是正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。 また、その他の都市計画課管理敷地についても、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 25 年尾張旭市規則第 3 号。以下「物品管理規則」という。）第 23 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は一部のものにしか実施していなかった。また、物品管理規則第 9 条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。さらに、備品のうち 2 点は所在が分からなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。	物品の検査を改めて実施し、備品台帳及び備品ラベルを再整備した。 今後は、毎年 1 回の物品の検査を適切に行うことで、再発防止に努める。

法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、令和6年4月分の市営住宅の家賃及び駐車場の使用料について、令和6年4月1日に納入の通知をしていたが、調定を決議したのはその後日である同月4日であった。 調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、原則として、納入の通知に先立って行うべきものである。 適時適切に調定を決議されたい。	今後は、納入の通知に先立ち、調定を決議したことの確認を徹底し、再発防止に努める。
尾張旭市市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年尾張旭市条例第26号）により、市営住宅の入居者は、指定納期限（家賃を納期限までに納付しない者に対し市長が督促する際に市長が指定する納期限をいう。以下同じ。）までに納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないものとされている。 この点、同課は、指定納期限までに納付すべき金額を納付しない入居者（以下「滞納者」という。）に係り、指定納期限ではなく、家賃について納入の通知をした際に指定した納期限の翌日から起算して算出した金額に相当する額を延滞金として加算して納付させていた。このことにより、過去5年間で、2人の滞納者から合計1,800円を過大に徴収していた。 家賃収納事務を適切に実施されたい。	延滞金を過大に徴収していた2人の滞納者に対しては、令和7年3月28日及び4月10日に返還した。また、係内で延滞金の計算方法等の徴収事務について改めて確認し、再発防止に努める。